

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日(月)午後1時00分から午後2時21分
2. 開催場所 合志市総合センターヴィーブル2階研修室
3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員  
なし

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について

第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第6号議案 令和4年度農作業標準賃金の制定について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年5月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福岡会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福岡求仁子君） 皆さんこんにちは。農業委員として、また推進委員として1カ月が立ちましたけれども、皆様この1カ月いかがだったでしょうか。ちょっと周りの仕事に行く際にも農地を見る目が今までとはちょっと違ったのではないかなあと感じております。また、前回研修を済ませましたけれども、きょうは熊本県の農業会議のほうから、また新たに農業委員として、また推進委員としての研修会を開かせていただきます。4時前ぐらいまでかかりますけれども、長時間ですがどうぞ皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。

特にきょうは明日から雨が降るということで、農家にとりましては貴重な一日だったんじゃないかなあと感じておりますけれども、その時間を十分に充実した時間にしていただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、きょう新聞を見ておりましたら、本当に情報がたくさんだなあというのを思ひました。その情報の中で一つ気になったのが、農繁期になると機械が盗難されることが大変多くなるということが、農業新聞のほうに出ておりました。畑のほうにトラクターなどを置いて帰る際には、盗難防止の器具であるとか、そういったものを用意したほうがいいのではないかというような情報が入っておりましたので、これから忙しくなりますので、どうぞそういった点にもご注意いただければと思ひております。それでは、総会のほうを皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、4番の平野委員と6番の村上委員がまだおそろいではございません。欠席という連絡は入っておりませんので、遅れて来られるものと思ひます。

そういうことで、委員さん14人中12名の出席でございます。よって、過半の委員がおそろいでございますので、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願ひいたします。

○議長（福岡求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何か質疑や質問がある場合には、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

#### （1）議事録署名者

○議長（福岡求仁子君） それでは、3番の議事に入ります。議事録署名者につきましては、3番の上野委員、それでは、通常ですと4番の平野委員になるところでございますが、まだご出席ではございませんので、5番の高島委員、お願ひしてよろ

しいでしょうか。はい、指名しますのでよろしく願いいたします。

-----○-----

## (2) 農家調査及び現地調査員

○議長(福嶋求仁子君) 農家調査及び現地調査員につきましては、1番の平山委員、2番の清原委員、3番の上野委員、6番の村上委員、7番の長野委員、12番の岡田委員、13番の阪口委員、以上7名の委員さん方へ適宜ご意見をお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

なお、村上委員がまだご出席ではございませんけども、もし案件の際に村上委員の発言が必要な場合には、推進委員の大島委員にご発言をお願いしたいと思っております。

-----○-----

## (3) 議案

○議長(福嶋求仁子君) それでは、議案に入ります。

第1号議案、合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 第1号議案、合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、別紙のとおりご審議のうえ、委員会の意見を決定いただくものでございます。

別綴じの資料の合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)と新旧対照表のほうをご覧ください。

これは、地域の強みを活かしながら、活力のある農業・農村を築くため、農業委員会法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、合志市農業委員会の指針として定めているものです。

この指針につきましては、平成29年1月に策定が行われたところでございますが、策定から5年が経過し、委員改選もありましたので、今回改正についてご審議いただくものでございます。

今回、数値目標を中心に改正を行っておりますが、改正部分につきましては、新旧対照表の下線が引いてある部分です。

表の右側が変更前、左側が変更後の最適化指針です。

改正点の主なところについて申し上げますと、新旧対照表2ページ上段に遊休農地の解消目標を記載いたしております。目標年度において遊休農地ゼロを目指すということにつきましては、改正前も改正後においても変わりはありません。表のすぐ下に記載しておりますとおり、これは農林水産省が示した数値目標に基づき記載

してありまして、遊休農地の完全解消は現実的には難しいことが考えられますが、あくまでも目標は高く、令和8年度にゼロを目指すということで記載させていただいております。

令和8年度までの5年間で9haの遊休農地を解消するということになりまして、毎年1.8haずつの解消が必要になるということになります。

次に資料3ページ中段に、担い手への農地利用集積目標を記載いたしております。こちらの目標につきましては、表の下の注1に記載しておりますとおり、熊本県が令和3年度に改正を行った、熊本県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針において、担い手への農地利用集積率を令和11年に80%を目指すということが示されましたことから、その目標値に基づき記載しているものでございます。

ちなみに、ここで言う担い手への農地利用集積とは、認定農業者及び認定新規就農者、基本構想水準到達者が農地を借り受け、経営規模拡大を図っていくことを指し、集積率とは、市内の全農地面積のうち、認定農業者及び認定新規就農者、基本構想水準到達者の自作地及び借入地の合計面積に、集落営農組織による特定農作業受託面積を足し合わせた面積の割合のことを指します。

現状の集積率は62.4%で、令和11年に80%を目指すとなると、8年間で17.6%集積率を向上させる必要があります。毎年、集積率にして2.2%、面積に直しますと約46haずつの新たな集積が必要になるということになります。

その他の改正内容につきましては各自ご確認をいただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にわからない点とかございましたらご質問をお願いいたします。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。第1号議案、合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、合志市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、親子間での贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページの図面中央の斜線部分が申請地です。九州自動車道の東側になります。

2ページが申請地の現況写真です。次に3ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より畑として利用してある農地で、許可後は、野菜等を作付けされる予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。

よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関いたしまして、担当地区の13番、坂口委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（坂口正子君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

4月28日の午前中に、私と緒方推進委員、事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、親子間での農地の贈与です。申請地はもともと親子で使用貸借契約をされ耕作をされておられましたが、申請人である息子さんが農業を引き継がれるため、今回の申請となったそうです。

申請地は畑で、今後はカボチャなどの野菜を作付けされます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採

決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 同じく議案書2ページになります。

賃借権設定、番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。今回の申請理由は、規模拡大のための賃借です。

続けて申請地の場所ですが、議案書別紙5ページをご覧ください。

塩浸川近く、図面左側上部斜線部分2筆が申請地です。

次に6ページをお開きください。現地写真です。次の7ページは、保有されている農業機械です。

次に8ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地は、今まで借用されていた農家さんが作付けされないことになり、畑の荒廃を心配された地主が親戚である申請人に相談をされ今回の申請になりました。また、近くに申請人の畑もあるため一緒に耕作ができ周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。

よろしく申し上げます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関いたしまして、担当地区の2番、清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番(清原啓喜君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告します。

4月28日午前中に、私と鈴木推進委員、事務局で現地調査を行いました。今回の

申請理由は、規模拡大のための貸し借りです。申請地は長年別の農家さんが耕作されておりましたが、申請地である耕作をやめられるということで、地主が親戚である申請人に相談し、耕作を依頼されたため今回の申請となりました。申請人の農地も近くにあるため、一緒に耕作、管理がなされるため、別に問題はないと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。何かございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

農地の転用、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は月極駐車場への転用です。

議案書別紙の9ページをお願いします。図面中央上側の太枠斜線部分が今回の申請地で、西合志中央保育園の北東側及びカントリーパークの西側に位置する農地です。

次の10ページが申請地の現況です。10ページの写真のとおり、現地は既に駐車場として利用されている状況でした。申請人からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、平成28年4月頃から砂利を敷き、月極駐車場として使用していたとのこと。農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きをしなかったということで、今回正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の11ページが配置図です。申請者は個人で、現況のまま月極駐車場として使用する計画です。

12ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の13ペー

ジにお示ししておりますとおり、申請地は農業公共投資の対象となっておらず、約1.9haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用についてですが、無断転用であるため本申請に事業費は発生しません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、現況のまま使用するため追認案件のため問題ないと思われまます。

6の計画面積の妥当性につきましては、計画図に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年4月28日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側には農地がありますが、土砂の流出や日照への影響等で特段心配はないかと思ひまます。

皆様のご審議をよろしくお願ひまます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方からご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は、

原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農業用資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の15ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分右側が番号1の申請地で、県道熊本大津線の南側、星山商店竹迫工場の南西側に位置する農地です。

次の16、17ページが申請地の現況です。17ページの写真のとおり、現地は既に資材置場として利用されている状況でした。譲渡人からは始末書が提出されておりました、それによりますと、譲渡人の父が昭和56年頃から、農業用資材置場として使用していたとのことでした。農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きをしなかったということで、今回売買するにあたり、正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の19ページが配置図です。申請者は養豚業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、農業用資材置場を整備する計画です。

20ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し、許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、追認案件であり問題ないと思われま

す。

6の計画面積の妥当性については、各資材の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査についてご報告します。

令和4年4月28日午後、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の西側は道路に面しており、それ以外はすべて農地ですが、新たに建物を建てられることはなく、現状の施設のままに使用されるとのことなので、特段心配はないと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるために、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見の聴取を行います。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農産物貯蔵施設への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の15ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分左上が番号2の申請地で、県道熊本大津線の南側、星山商店竹迫工場の南西側に位置する農地です。

次の18ページが申請地の現況です。18ページの写真のとおり、現地は既に農産物貯蔵施設として利用されている状況でした。譲渡人からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、譲渡人の父が昭和56年頃から、農産物貯蔵施設として使用していたとのこと。農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きをしなかったということで、今回売買するにあたり、正しい状態にするため、

現況のまま申請されている状況です。

次の19ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、当該申請地を売買により取得し、農産物貯蔵施設を整備する計画です。

21ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、追認案件であり問題ないと思われま

す。

6の計画面積の妥当性については、施設の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番(岡田政広君) それでは、現地調査についてご報告いたします。

令和4年4月28日の午後、私と渡邊推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行いました。申請人により申請内容を聞きました。申請地の西側は道路に面しており、それ以外はすべて農地ですが、新たに建物等を建てられることはなく、現状の施設のまま使用されるとのことでしたので、特段心配はないと思います。

皆様のご審議、よろしく願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農産物貯蔵施設への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の15ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分左下が番号3の申請地で、県道熊本大津線の南側、星山商店竹迫工場の南西側に位置する農地です。

次の18ページが申請地の現況です。18ページの写真のとおり、現地は既に農産物貯蔵施設として利用されている状況でした。譲渡人からは始末書が提出されておまして、それによりますと、譲渡人の父が昭和56年頃から、農産物貯蔵施設として使用していたとのことです。農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きをしなかったということで、今回売買するにあたり、正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の19ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、当該申請地を売買により取得し、農産物貯蔵施設を整備する計画です。

22ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、追認案件であり問題ないと思われま

す。6の計画面積の妥当性については、施設の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（岡田政広君） 先ほどと同じ場所ですが、現地調査についてご報告いたします。

令和4年4月28日の午後に、私と渡邊推進委員と農業委員会の職員とで現地調査を行いました。申請人により申請内容を聞きました。申請地の西側は道路に面しており、それ以外はすべて農地ですが、新たに建物を建てられることはなく、現状の施設のまま使用されるということなので、特段心配はないと思います。

皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何か意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしいですね。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面右下の太枠斜線部分が番号4の申請地で、県道辛川鹿本線及び国道387号の東側に位置する農地です。

次の26ページが申請地の現況です。

次の27ページが配置図です。申請者は宅建業を営む法人の役員で、当該申請地を売買により取得し、資材置場を整備する計画です。

28ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の29ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又

は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、現況のまま資材置場として利用するため問題ないと思われま

す。6の計画面積の妥当性については、各資材の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番(長野昌治君) それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年4月28日午後、私と村上推進委員と農業委員会職員で現地調査を行い、申請代理人により申請内容をお聞きいたしました。申請地の東側は農地に面しておりますが、資材を置く際に境界から1.5m離して設置するということで、山砂等流出防止に努めるため、特段心配はないかと思いま

す。皆様の審議をよろしくお願いま

す。○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権

移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の31ページをお願いします。図面左側の太枠斜線部分が番号5の申請地で、いげざわこどもクリニック及びユーパレス弁天の西側に位置する農地です。

次の32ページが申請地の現況です。

次の33ページが配置図です。申請者は足場工事業を営む法人の役員で、当該申請地を売買により取得し、資材置場を整備する計画です。

34ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の35ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の既存施設の拡張に該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、許可後直ちに工事に着手し、令和4年9月末日までに竣工の予定で問題ないと思われま。

6の計画面積の妥当性については、各資材の配置及び規模に不合理な点は見当たらず、問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の6番、村上委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（村上幸記君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年4月28日の午前、私と大島推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人により申請内容等をお聞きしました。申請地の南側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂流出に留意することで特段心配ないかと思いま。

皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

はい、平野委員。

○4番（平野昭代君） すみません、この申請者なんですけれども、足場工事業者の法人の役員が申請者となっていますけど、既存施設の拡張ということであれば、もともとの施設の申請者というのはその法人さんではなかったのでしょうか。今回の場合、その法人からの申請じゃなくてもいいのかなあと思ったんですけど。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局長 お答えいたします。

そうですね、確かに平野委員さんがおっしゃるとおり、厳密に言いますとそのような整理になるかと思えます。ただ今回、その法人の役員さんが申請されて、実際使うのはその役員さんのその法人が使われるということなので、一応そういうことで、その法人さんの必要性にかんがみて、そういうことで大丈夫かなということ整理したところです。

○議長（福嶋求仁子君） 平野委員、よろしいでしょうか。

○4番（平野昭代君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

本来ならば申請地の横に設けていただければよかったかなあとは思っておりますけれども、道路を挟んでということではございますが、その申請地の横のほうはもう既に他の業者のほうで申請が行われているということを伺っておりましたので、今回道路を挟んでということになりました。

その他、ご質問はございませんでしょうか。それでは、ご質問がないとみてよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号6につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号6の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号6の申請地で、熊本電鉄辻久保整備工場及び国道387号の西側に位置する農地です。

次の38ページが申請地の現況です。

次の39ページが配置図です。申請者は墓石の販売展示業を営む法人の役員で、当該申請地を売買により取得し、法人の業務のため請負会社に貸し出す資材置場を整備する計画です。

40ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の41ページにお示ししておりますとおり、前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である庄嶋医院及び公益的施設である愛泉保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、許可後直ちに工事に着手し、令和4年5月末日までに竣工の予定で問題ないと思われれます。

6の計画面積の妥当性については、資材置場の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われれます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われれます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきましてご報告します。

令和4年4月28日の午前中、私と清原推進委員と農業委員会職員と現地調査を行いました。申請代理人により申請内容をお聞きしました。申請地の西側は農地に隣接しており、造成の際は土砂流出に特に注意するとともに、特に問題はないと思います。

皆さんの審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さんから何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号6について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） 全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号6は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号7につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号7の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号7の申請地で、熊本電鉄辻久保整備工場及び国道387号の西側に位置する農地です。

次の44ページが申請地の現況です。

次の45ページが配置図です。申請者は墓石の販売展示業を営む法人の役員で、当該申請地を売買により取得し、法人業務のための墓石展示場を整備する計画です。

46ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の47ページにお示ししておりますとおり、前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である庄嶋医院及びあくね歯科医院が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、許可後直ちに工事に着手し、令和4年5月末日までに竣工の予定で問題ないと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、展示場としての配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

先ほど資材置場ということでしたけれども、墓石の展示場だったでしょうか。

○2番（清原啓喜君） 横です。隣同士です。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきましてご報告します。

先ほど説明しましたとおり、この農地は隣同士です。買った人も兄弟だそうです。片一方は墓の展示場、片一方は資材置場に使うからよろしくとのことでした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号8につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号8の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議

案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の49ページをお願いします。図面左上の太枠斜線部分が番号8の申請地で、セミコンテクノパークの西側及び菊池病院の北側に位置する農地です。

次の50ページが申請地の現況です。50ページの写真のとおり、現地は既に砂利敷きがされ、駐車場として利用されている状況でした。譲渡人からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、譲渡人が令和2年12月頃から、今回の譲受人とは別の人に貸す目的で駐車場用地として造成をしてしまったとのこと。農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きをしなかったということで、今回売買するにあたり、正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の51ページが配置図です。申請者は農業用廃プラスチックの収集運搬、中間処理を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、従業員用駐車場を整備する計画です。

52ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の53ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の既存施設の拡張に該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、現況のまま駐車場として利用するため問題ないと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、駐車スペースの配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査についてご報告いたします。

令和4年4月28日の午後に、私と吉岡推進委員と農業委員会の職員とで現地調査を行いました。申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請内容は、従業員の駐車場で、土砂の流出にも留意するとのことでしたので、特に心配はないと思います。

皆様のご審議、よろしく願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方からご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号8について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号8は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、賃借権の設定です。

議案書別紙の55ページをお願いします。図面中央下部の太枠斜線部分が番号1の申請地で、県道大津西合志線及びカントリーパークの南側に位置する農地です。

次の56ページが申請地の現況です。

次の57ページが配置図です。申請者は足場工事業を営む法人で、業務拡大のため当該申請地を賃借し、資材置場を整備する計画です。

58ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の59ページにお示ししておりますとおり、約3.5haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、許可後直ちに工事に着手し、令和4年5月末日までに竣工の予定で問題ないと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、資材の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障はないものと思われます。  
事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年4月28日の午前、私と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の北側と東側は農地に接しておりますが、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。  
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さんから何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります農業委員9番の野田委員、推進委員17番の工藤委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書7ページをお開きください。

第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次に8ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の5月総会分、右側が令和4年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の9ページは、利用権設定等状況一覧表の中の所有権移転関係になります。

次の10ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。表の右側、農用地の面積(イ)の計の下が利用権設定、総合計41,016㎡です。

次の11ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は10件です。

1番から7番・10番が再設定です。8・9番からは新規の申請となっております。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当たりの賃借料の順に説明いたします。

番号1、賃借権、飼料作物、10年、15,000円。

番号2、賃借権、飼料作物、5年、15,000円。

番号3、賃借権、大麦、5年、20,000円。

番号4、賃借権、WC S、5年、20,000円。

番号5、賃借権、大豆、5年、15,000円(2筆)。

番号6、賃借権、麦・大豆、5年、3,000円。

番号7、賃借権、WC S、5、米90kg。

番号8、賃借権、飼料作物、6年、15,000円(2筆)

番号9、賃借権、芝生、5年、25,000円(3筆)

次の12ページをお願いします。

番号10、使用賃借権、水稻・WC S 10年、0円、親子間での結び直しです。

次の13ページをお開きください。所有権移転です。先に見ていただいた9ページの関係です。3件ありますが、買い手の方は、すべて同じ方です。

以上、第5号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、13ページ中段の農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は3件、10,631㎡でございます。

内契約予定件数が3件、10,631㎡でございます。

内契約がない件数0件、0㎡で、今回は、すべて次の契約が予定されております。これで説明を終わります。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、第5号議案、農業経営基盤強化促進事業におけ

る掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第5号議案の審議が終わりましたので、退席中の委員さん方は着席されますようご案内ください。

続きまして、第6号議案、令和4年度農作業標準賃金の改正についていたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、農作業標準賃金につきましてご説明いたします。議案書の14ページをお開き願います。

この農作業標準賃金につきましては、令和4年4月11日開催の農業委員会総会にて一旦決定されたものですが、原油価格の高騰等の事情により、先月の総会後に値上げを決定された農作業受託法人がありましたので、それを踏まえ、今回改正が必要となったものです。

金額については15ページのとおりでございます。米の乾燥・粃摺りについては社会情勢の変化も今後考えられることから、現段階では定めず、収穫時期であります秋ごろ制定する予定としております。

また、先月の総会でもご説明しましたが、あくまでも目安となる金額になりますので拘束力はありません。双方の話し合いにより金額は自由に決めていただくことになります。

総会での決定後には、市のホームページへ掲載することによりまして、市内の農業者の方々へ周知をするということで考えております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。農業委員さん並びに推進委員さん方で、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

粃摺り代の乾燥と粃摺りに関しては、今年度10月頃に総会のほうにかけさせていただければと思っております。

また、情報収集等につきましては一度させていただいたんですが、旧西合志町のほうの情報が入っておりませんので、伺ったところ、旧西合志町の皆様方は、お隣の菊池市の泗水町のほうで粃摺り等を行っている方が多いと聞いております。

ですので、情報収集にあたりましては、合志市の情報としてあげさせていただき

たいと考えておりますが、皆様方で10月までの間に何かいい案がございましたら、また事務局のほうに提案をいただければと思っております。

それでは、特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので採決をいたします。

第6号議案、令和4年度農作業標準賃金の制定について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、令和4年度農作業標準賃金の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書16ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては、16ページに記載しておりますとおり、所有権移転1件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。17ページをお開きください。図面の太枠斜線部分が所有権移転番号1の届出地です。須屋市民センターの南側、白百合保育園の東側に位置する土地で、宅地分譲及び建売住宅のための転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうが終わりましたので、事務局へマイクをお返しいたします。

-----○-----

(4) 閉会

○事務局長 それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年5月の農業委員会総会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉 会 午後2時21分